

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2016-95547
(P2016-95547A)

(43) 公開日 平成28年5月26日 (2016.5.26)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
G06Q 20/40 (2012.01)	G06Q 20/40 110	5L049
G06Q 30/06 (2012.01)	G06Q 30/06 126C	5L055
	G06Q 30/06 210	

審査請求 未請求 請求項の数 26 O L (全 18 頁)

(21) 出願番号 特願2014-229405 (P2014-229405)
(22) 出願日 平成26年11月12日 (2014.11.12)

(71) 出願人 512232883
牧 正造
福岡県福岡市城南区松山二丁目20-7
(74) 代理人 100140006
弁理士 瀧上 宏二
(72) 発明者 牧 正造
福岡県福岡市城南区松山二丁目20-7
Fターム(参考) 5L049 BB46 BB72
5L055 AA75

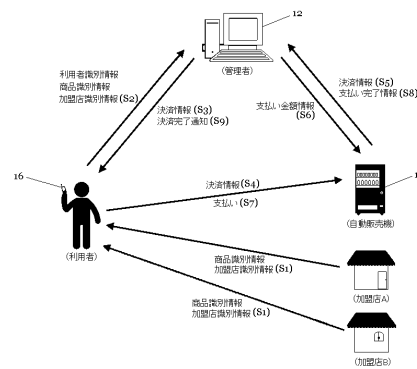
(54) 【発明の名称】 決済システム

(57) 【要約】

【課題】支払いの際の利便性を高める決済システムを提供する。

【解決手段】利用者端末16は商品識別情報と加盟店識別情報を取得する(S1)。取得した情報は利用者識別情報とともに管理者に送る(S2)。管理者端末12はこれらの情報に基づいて決済情報を作成し、利用者端末16に送る(S3)。支払い金受領端末14は利用者端末16から決済情報を取得する(S4)。支払い金受領端末14は利用者端末16から取得した決済情報を管理者端末12に送る(S5)。管理者端末12は支払い金額情報を支払い金受領端末14に送る(S6)。利用者は商品の購入代金を支払い金受領端末14に支払う(S7)。支払い金受領端末14は支払い完了通知を管理者端末12に送る(S8)。管理者端末12は決済完了通知を利用者端末16に送る(S9)。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

管理者に属する管理者端末と、
利用者から支払い金を受領する支払い金受領端末とを備える決済システムにおいて、
支払い金受領端末が、
利用者から決済情報を取得する手段と、
取得した決済情報を管理者端末に送信する手段と、
管理者端末から支払い金情報を取得する手段と、
前記支払い金情報に基づいて支払い金を受領する手段と、
支払い金を受領した場合に支払いが完了したことを管理者端末に通知する手段とを備え、
管理者端末が、
支払い金受領端末から取得した決済情報の有効性を検証する手段と、
支払い金受領端末から取得した決済情報の有効性が確認された場合に支払い金情報を支払い金受領端末に送信する手段とを備える、
決済システム。

10

【請求項 2】

前記支払い金受領端末が、
現金受け取り手段、ポストペイド読み取り手段、プリペイド読み取り手段のうち少なくとも何れかの手段により支払い金を受領する、
請求項 1 に記載の決済システム。

20

【請求項 3】

前記支払い金受領端末が、
自動販売機に備わる現金受け取り手段、ポストペイド読み取り手段、プリペイド読み取り手段のうち少なくとも何れかの手段により支払い金を受領する、
請求項 1 または 2 に記載の決済システム。

【請求項 4】

前記支払い金受領端末が、
近距離無線通信手段、画像読み取り手段、テキスト入力手段、音声入力手段のうち少なくとも何れかの手段により決済情報を取得する、
請求項 1 乃至 3 の何れかに記載の決済システム。

30

【請求項 5】

前記支払い金受領端末が、
前記管理者端末から取得した支払い金額情報に基づいて支払い金の金額を提示する手段をさらに備える、
請求項 1 乃至 4 の何れかに記載の決済システム。

【請求項 6】

前記支払い金受領端末が、
前記支払い金受領端末を識別するための端末識別情報を前記管理者端末に送信する手段をさらに備える、
請求項 1 乃至 5 の何れかに記載の決済システム。

40

【請求項 7】

利用者に属する利用者端末をさらに備え、
前記利用者端末が、
任意の加盟店において購入を希望する任意の商品を識別するための商品識別情報を取得する手段と、
利用者を識別するための利用者識別情報と前記商品識別情報とを前記管理者端末に送信する手段とを備え、
前記管理者端末が、
前記利用者識別情報と前記商品識別情報とに基づいて前記決済情報を作成する手段と、
前記決済情報を前記利用者端末に送信する手段とを備える、

50

請求項 1 乃至 6 の何れかに記載の決済システム。

【請求項 8】

前記利用者端末が、
前記任意の加盟店を識別するための加盟店識別情報を取得する手段と、
前記利用者識別情報と前記商品識別情報と前記加盟店識別情報とを前記管理者端末に送信する手段とを備え、
前記管理者端末が、
前記利用者識別情報と前記商品識別情報と前記加盟店識別情報とに基づいて前記決済情報を作成する手段と、
前記決済情報を前記利用者端末に送信する手段とを備える、
請求項 7 に記載の決済システム。

10

【請求項 9】

前記利用者端末が、
近距離無線通信手段、画像読み取り手段、テキスト入力手段、音声入力手段のうち少なくとも何れかの手段により前記商品識別情報を取得する、
請求項 7 または 8 に記載の決済システム。

【請求項 10】

前記利用者端末が、
前記商品識別情報を取得したときに前記加盟店識別情報も併せて取得する、
請求項 8 または 9 に記載の決済システム。

20

【請求項 11】

前記管理者端末が、
利用者の利用者識別情報と、前記利用者の利用者端末から受信した複数の商品識別情報を前記利用者の履歴情報として記憶する手段をさらに備える、
請求項 7 乃至 10 の何れかに記載の決済システム。

【請求項 12】

前記利用者端末が、
前記利用者端末が取得した複数の商品識別情報を履歴情報として記憶する手段をさらに備える、
請求項 7 乃至 11 の何れかに記載の決済システム。

30

【請求項 13】

前記履歴情報に複数の商品識別情報および複数の加盟店識別情報を含む、
請求項 11 または 12 に記載の決済システム。

【請求項 14】

前記管理者端末が、
前記決済情報と前記履歴情報とを紐付けする手段をさらに備える、
請求項 11 乃至 13 の何れかに記載の決済システム。

【請求項 15】

前記利用者端末が、
前記決済情報と前記履歴情報とを紐付けする手段をさらに備える、
請求項 11 乃至 14 の何れかに記載の決済システム。

40

【請求項 16】

前記支払い金受領端末が、
前記加盟店に備わる現金受け取り手段、ポスパイド読み取り手段、プリペイド読み取り手段のうち少なくとも何れかの手段により支払い金を受領する、
請求項 7 乃至 15 の何れかに記載の決済システム。

【請求項 17】

前記履歴情報に記憶されている前記加盟店識別情報と異なる加盟店識別情報を有する加盟店に備えられた前記支払い金受領端末が支払い金を受領する、
請求項 7 乃至 16 の何れかに記載の決済システム。

50

【請求項 18】

前記支払い金受領端末が、
前記管理者端末から取得した支払い金情報に基づいて販売時点情報管理システムが読み取り可能な商品情報に変換して表示する手段をさら備える、
請求項 7 乃至 17 の何れかに記載の決済システム。

【請求項 19】

前記加盟店が、
実店舗もしくは仮想店舗の少なくとも何れかの店舗である、
請求項 7 乃至 18 の何れかに記載の決済システム。

【請求項 20】

前記商品が電子コンテンツであるときに、前記管理者端末から前記利用者端末に前記電子コンテンツのダウンロードに関連する情報を送信する、
請求項 7 乃至 19 の何れかに記載の決済システム。

10

【請求項 21】

請求項 11 に記載の決済システムを利用する決済方法において、
前記利用者端末が商品識別情報を取得する操作に基づいて前記管理者端末が前記商品識別情報を前記履歴情報として記憶する工程を実行する、
決済方法。

【請求項 22】

請求項 12 に記載の決済システムを利用する決済方法において、
前記利用者端末が商品識別情報を取得する操作に基づいて前記利用者端末が前記商品識別情報を前記履歴情報として記憶する工程を実行する、
決済方法。

20

【請求項 23】

請求項 7 乃至 20 の何れかに記載の決済システムを利用する決済方法において、
前記利用者端末が、購入を希望する任意の商品を識別するための商品識別情報を取得する工程と、利用者を識別するための利用者識別情報と前記商品識別情報とを前記管理者端末に送信する工程と、前記管理者端末が、前記利用者識別情報と前記商品識別情報とに基づいて前記決済情報を作成する工程と、前記決済情報を前記利用者端末に送信する工程の全工程を、前記利用者端末が前記商品識別情報を取得する操作に基づいて実行する、
決済方法。

30

【請求項 24】

請求項 7 乃至 20 の何れかに記載の決済システムを利用する決済方法において、
前記支払い金受領端末が、前記管理者端末に支払い完了通知を送信する工程と、前記管理者端末が、前記支払い完了通知に基づいて決済完了通知または電子コンテンツのダウンロードに関連する情報を前記利用者端末に送信する工程の全工程を、前記支払い金受領端末が前記支払い金を受領する操作に基づいて実行する、
決済方法。

【請求項 25】

請求項 7 乃至 23 の何れかに記載の決済システムを利用する決済方法において、
前記利用者端末が、前記商品識別情報を取得する工程と、利用者を識別するための利用者識別情報と前記商品識別情報とを前記管理者端末に送信する工程と、前記決済情報を前記管理者端末から受信する工程を同一のブラウザで実行する、
決済方法。

40

【請求項 26】

請求項 20 または請求項 24 に記載の決済システムを利用する決済方法において、
前記利用者端末が、前記決済情報を提示する工程と、前記管理者端末から前記電子コンテンツのダウンロードに関連する情報を受信する工程を同一のブラウザで実行する、
決済方法。

【発明の詳細な説明】

50

【技術分野】**【0001】**

本発明は、支払い金の受領を代行する決済システムに関する。

【背景技術】**【0002】**

商品の購入形態は大きく分けて二つのパターンがある。一つは、商品を陳列する店舗に赴き、そこで商品を購入するという従来最も多く見られる対面販売である。この場合、購入した商品は自らが持ち帰るか、もしくは個別配送サービス等を用いて後日受け取る。もう一つのパターンは、雑誌やテレビ放送、さらにはインターネット等の宣伝広告媒体を通じて商品を選択し、個別配送サービス等を通じて商品を購入するというものである。近年は特にインターネットを利用した通信販売が盛んであり、自宅に居ながらにして買い物ができる利便性が多くの消費者に訴求している。とはいえ、商品の性質によっては実際に見て触れてみないと消費者の納得を得られないものも多く、また買い物という行為自体を楽しみたいという欲求もあることから、当面の間は対面販売がなくなることはないと思われる。

10

【0003】

商品の購入代金の支払いは、何れのパターンにおいても現金もしくはカード決済で行われる場合がほとんどである。カード決済はサイン一つで決済が完了するという使い勝手の良さが最大の特徴であり、また利用額に応じてポイントが加算されるなどのサービスも充実している。しかしその一方で、カード決済には個人情報漏洩やスキミング等の危険性があり、さらには所持金がなくとも買い物ができることによる一種の依存症的な側面が指摘されていることから、カード自体を所有しないか、所有していても極力使用しないという消費者も多い。現金による支払いにはこのような問題はなく、貨幣および紙幣の移動という目に見える形で支払いが行われるため、決済の状況が払い手側にも受け手側にも分かりやすく、双方にとって信用度の高い安心して利用できる支払い方法である。

20

【先行技術文献】**【特許文献】****【0004】**

【特許文献1】特開2003-233726号公報

【特許文献2】特開2004-280580号公報

30

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0005】**

ところで、百貨店やショッピングモール等に併設された専門店の場合、各専門店がそれぞれ独立した経営主体であることが多く、商品の購入の都度、店舗毎に会計を行っているのが現状である。買い物客にとっては既に購入した商品を所持した状態で何回も会計を行うのは煩雑であり、特に現金支払いの場合はそれが顕著である。また、ある店舗で見かけて気になっていた商品を後で購入しようと思った場合であっても、時間の都合や移動が面倒なことを理由に購入を見送ることもある。

40

【0006】

そこで、複数の店舗で購入した商品の代金を後でまとめて支払うことができたり、別の店舗で気になっている商品を他の店舗で購入することができたりすれば、消費者にとって利便性が向上するだけでなく、店舗側にとっても売り上げの向上につながる。

【0007】

本発明は、前述した課題を解決するためになされたものであり、商品購入代金や各種支払い金の支払いの利便性を高める決済システムを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】**【0008】**

本発明の第1の態様は、管理者に属する管理者端末と、利用者から支払い金を受領する支払い金受領端末とを備える決済システムにおいて、支払い金受領端末が、利用者から決済

50

情報を取得する手段と、取得した決済情報を管理者端末に送信する手段と、管理者端末から支払い金情報を取得する手段と、前記支払い金情報に基づいて支払い金を受領する手段と、支払い金を受領した場合に支払いが完了したことを管理者端末に通知する手段とを備え、管理者端末が、支払い金受領端末から取得した決済情報の有効性を検証する手段と、支払い金受領端末から取得した決済情報の有効性が確認された場合に支払い金情報を支払い金受領端末に送信する手段とを備える決済システムである。

【0009】

本発明において、管理者端末は、システム全体の情報処理を司る演算処理機能を備える装置であり、主としてサーバにより構成される。支払い金受領端末は、管理者端末との通信機能や利用者端末から決済情報を取得する機能等を備える装置であり、主としてタブレットやパソコン等の汎用演算装置のほかにも本システム専用の演算装置として構成される。

10

【0010】

この決済システムは、管理者、利用者、および支払い金受領端末の三者間で行われる決済処理を管理するシステムである。決済システムは、インターネット回線もしくは専用回線を利用したネットワーク上で展開される。決済は、利用者と管理者との間で共有される決済情報に基づいて行われ、支払い金受領端末が両者間の決済を仲介する。商品には有体物だけではなく電子コンテンツや無形のサービス等も含まれる。加盟店には有人の店舗だけではなく無人の店舗や自動販売機、現金受領装置、電子マネー受領装置等も含まれる。

【0011】

前記支払い金受領端末が、現金受け取り手段、ポスパイド読み取り手段、プリペイド読み取り手段のうち少なくとも何れかの手段により支払い金を受領するように構成することもできる。

20

【0012】

これにより、支払い金受領端末の設置場所、有人もしくは無人の店舗形態等に応じて、現金受け取り手段、ポスパイド読み取り手段、プリペイド読み取り手段から適宜選択することができる。

【0013】

前記支払い金受領端末が、自動販売機に備わる現金受け取り手段、ポスパイド読み取り手段、プリペイド読み取り手段のうち少なくとも何れかの手段により支払い金を受領するように構成することもできる。

30

【0014】

自動販売機は公共施設や大型施設、商店街、住宅地など非常に多くの場所に設置されているため、既設の自動販売機を支払い金受領端末として利用することにより、利用者が外出の際に手軽に支払いを行うことができるようになり、利便性が向上する。

【0015】

前記支払い金受領端末が、近距離無線通信手段、画像読み取り手段、テキスト入力手段、音声入力手段のうち少なくとも何れかの手段により決済情報を取得するように構成することもできる。

【0016】

多くのスマートフォンにはこれらの手段に対応する何れかの機能が備わっている。従って、利用者が所有するスマートフォンをそのまま使用して決済情報を取得ができる。また、テキスト入力手段と音声入力手段を備えることで、スマートフォン等の端末を使用しない場合でも決済情報を入力することが可能になる。

40

【0017】

本発明の第2の態様は、管理者に属する管理者端末と、利用者から支払い金を受領する支払い金受領端末とを備える決済システムにおいて、支払い金受領端末が、利用者から決済情報を取得する手段と、取得した決済情報を管理者端末に送信する手段と、管理者端末から支払い金情報を取得する手段と、前記支払い金情報に基づいて支払い金を受領する手段と、支払い金を受領した場合に支払いが完了したことを管理者端末に通知する手段とを備え、管理者端末が、支払い金受領端末から取得した決済情報の有効性を検証する手段と、

50

支払い金受領端末から取得した決済情報の有効性が確認された場合に支払い金情報を支払い金受領端末に送信する手段とを備え、利用者に属する利用者端末をさらに備え、前記利用者端末が、任意の加盟店において購入を希望する任意の商品を識別するための商品識別情報を取得する手段と、利用者を識別するための利用者識別情報と前記商品識別情報とを前記管理者端末に送信する手段とを備え、前記管理者端末が、前記利用者識別情報と前記商品識別情報とに基づいて前記決済情報を作成する手段と、前記決済情報を前記利用者端末に送信する手段とを備える決済システムである。

【0018】

第1の態様においては、決済情報は、利用者個人と支払いの対象となる商品（サービス）が特定できるものであれば様々な態様のものを使用することができる。これに対して第2の態様では、決済情報を特定の手段により作成されるものに限定している。

10

【0019】

前記利用者端末が、前記任意の加盟店を識別するための加盟店識別情報を取得する手段と、前記利用者識別情報と前記商品識別情報と前記加盟店識別情報とを前記管理者端末に送信する手段とを備え、前記管理者端末が、前記利用者識別情報と前記商品識別情報と前記加盟店識別情報とに基づいて前記決済情報を作成する手段と、前記決済情報を前記利用者端末に送信する手段とを備えるように構成することもできる。

【0020】

決済情報に加盟店識別情報を含むことにより、利用者が商品を購入した店舗を把握することができるようになるため、加盟店として複数の店舗が存在する場合であっても、該当する店舗に支払い金を分配することができる。

20

【0021】

前記利用者端末が、近距離無線通信手段、画像読み取り手段、テキスト入力手段、音声入力手段のうち少なくとも何れかの手段により前記商品識別情報を取得するように構成することもできる。

【0022】

これらの手段のうち少なくとも何れかが備わっているスマートフォンは、利用者端末として好適に使用することができる。

【0023】

前記利用者端末が、前記商品識別情報を取得したときに前記加盟店識別情報も併せて取得するように構成することもできる。

30

【0024】

前記管理者端末が、利用者の利用者識別情報と、前記利用者の利用者端末から受信した複数の商品識別情報を前記利用者の履歴情報として記憶する手段をさらに備えるように構成することもできる。

【0025】

前記利用者端末が、前記利用者端末が取得した複数の商品識別情報を履歴情報として記憶する手段をさらに備えるように構成することもできる。

【0026】

履歴情報は、管理者端末で記憶するか、もしくは利用者端末で記憶することができる。管理者端末で記憶する場合、利用者が商品識別情報を取得する度に管理者端末に送信する。利用者端末で記憶する場合、利用者が商品識別情報を取得する度に利用者端末に一時保存し、決済を行う段階で管理者端末に送信する。

40

【0027】

前記履歴情報に複数の商品識別情報および複数の加盟店識別情報を含むように構成することもできる。

【0028】

前記管理者端末が、前記決済情報と前記履歴情報とを紐付けする手段をさらに備えるように構成することもできる。

【0029】

50

前記利用者端末が、前記決済情報と前記履歴情報とを紐付けする手段をさらに備えるように構成することもできる。

【0030】

決済情報と履歴情報を紐付けすることにより、一つの決済情報で履歴情報に記憶されている複数の商品の決済を行うことができる。従って、複数の加盟店で複数の商品を購入する場合であっても1回の決済処理で全ての決済を完了させることが可能になる。

【0031】

前記支払い金受領端末が、前記加盟店に備わる現金受け取り手段、ポストペイド読み取り手段、プリペイド読み取り手段のうち少なくとも何れかの手段により支払い金を受領するように構成することもできる。

10

【0032】

前記履歴情報に記憶されている前記加盟店識別情報と異なる加盟店識別情報を有する加盟店に備えられた前記支払い金受領端末が支払い金を受領するように構成することもできる。

【0033】

利用者は商品の購入を希望する加盟店において決済までを行うことも多いであろうが、他の加盟店において決済を行うこともあり得ることから、このような利用者の消費行動にも対応することにより、利用者は場所や時間に拘束されることなく好きなときに決済を行うことができるようになる。

【0034】

前記支払い金受領端末が、前記管理者端末から取得した支払い金情報に基づいて販売時点情報管理システムが読み取り可能な商品情報に変換して表示する手段をさらに備えるように構成することもできる。

20

【0035】

販売時点情報管理システム（POSシステム）を導入している加盟店では、本システムにおける決済処理をPOSシステムに連動させたいという希望もあることに鑑み、POSシステムの読み取り端末による読み取りが可能な商品情報として表示することもできる。

【0036】

前記加盟店が、実店舗もしくは仮想店舗の少なくとも何れかの店舗であるように構成することもできる。

30

【0037】

実店舗では実際の商品や商品のパッケージに付されたコード情報等を読み取ることにより利用者端末に商品識別情報を取得することができる。仮想店舗とは、インターネットサイト上の仮想空間に開設された店舗であり、利用者端末でインターネットサイトを閲覧して希望する商品に付されたボタン等を操作することにより利用者端末に商品識別情報を取得することができる。

【0038】

前記商品がインターネット回線等を通じて送受信が可能な電子コンテンツであるときには、前記管理者端末から前記利用者端末に前記電子コンテンツのダウンロードに関連する情報を送信するように構成することもできる。

40

【0039】

電子コンテンツのダウンロードに関連する情報は、利用者端末に電子コンテンツをダウンロードする際に必要な情報、例えば、電子コンテンツを保存するサーバのURLや利用者を認証するためのキー、ダウンロード期限等の情報であり、これらの情報を受け取った利用者は、いつでも好きなときに任意の端末に電子コンテンツをダウンロードすることができる。

【0040】

本発明の第3の態様は、前記利用者端末が商品識別情報を取得する操作に基づいて前記管理者端末が前記商品識別情報を前記履歴情報として記憶する工程を実行する、決済方法である。

50

【 0 0 4 1 】

本発明の第4の態様は、前記利用者端末が商品識別情報を取得する操作に基づいて前記利用者端末が前記商品識別情報を前記履歴情報として記憶する工程を実行する、決済方法である。

【 0 0 4 2 】

この決済方法は、利用者が同一の店舗で商品を2点以上購入する場合において、2点目以降は商品識別情報を取得する操作を行うだけで自動的に履歴情報に記憶されるように構成されている。この構成により、複数の商品を購入する際の利用者端末の操作回数を最小限に抑えることができるようになり、利便性が向上する。

【 0 0 4 3 】

本発明の第5の態様は、前記利用者端末が、購入を希望する任意の商品を識別するための商品識別情報を取得する工程と、利用者を識別するための利用者識別情報と前記商品識別情報とを前記管理者端末に送信する工程と、前記管理者端末が、前記利用者識別情報と前記商品識別情報とに基づいて前記決済情報を作成する工程と、前記決済情報を前記利用者端末に送信する工程の全工程を、前記利用者端末が前記商品識別情報を取得する操作に基づいて実行する、決済方法である。

10

【 0 0 4 4 】

この決済方法では、利用者が利用者端末を用いて任意の商品の識別情報を取得すると、このワンアクションの操作に基づいて、管理者端末で作成された決済情報を利用者端末で受信するまでの一連の処理が自動的に行われる。

20

【 0 0 4 5 】

本発明の第6の態様は、前記支払い金受領端末が、前記管理者端末に支払い完了通知を送信する工程と、前記管理者端末が、前記支払い完了通知に基づいて決済完了通知または電子コンテンツのダウンロードに関連する情報を前記利用者端末に送信する工程の全工程を、前記支払い金受領端末が前記支払い金を受領する操作に基づいて実行する、決済方法である。

【 0 0 4 6 】

この決済方法では、利用者が支払い金受領端末に対して商品の購入代金の支払いを行うと、このワンアクションの操作に基づいて、決済完了通知もしくはダウンロードに関する情報を管理者端末から利用者端末が受信するまでの一連の処理が自動的に行われる。

30

【 0 0 4 7 】

本発明の第7の態様は、前記利用者端末が、前記商品識別情報を取得する工程と、利用者を識別するための利用者識別情報と前記商品識別情報とを前記管理者端末に送信する工程と、前記決済情報を前記管理者端末から受信する工程を同一のブラウザで実行する、決済方法である。

【 0 0 4 8 】

この決済方法では、同一のブラウザにおいて商品識別情報の取得から決済情報の受信までが完結するので、無駄のない最小限の操作で決済を行うことができる。

【 0 0 4 9 】

本発明の第8の態様は、前記利用者端末が、前記決済情報を提示する工程と、前記管理者端末から前記電子コンテンツのダウンロードに関連する情報を受信する工程を同一のブラウザで実行する、決済方法である。

40

【 0 0 5 0 】

この決済方法では、同一のブラウザにおいて決済情報の提示からダウンロード情報の受信までが完結するので、無駄のない最小限の操作で決済を行うことができる

【 発明の効果 】

【 0 0 5 1 】

本発明の決済システムは、利用者と管理者との間に支払い金受領端末が介在し、両者間の決済を仲介する。支払い金受領端末は有人または無人の店舗、自動販売機等に設置することができるので、従来は店舗のみでしか行うことができなかつた支払いが様々な場所で行

50

うことができるようになり、利用者にとって利便性が向上するだけでなく、店舗にとっても売り上げの向上につながる。

【図面の簡単な説明】

【0052】

【図1】決済システムにおける第1の決済処理の仕組みを示す概念図

【図2】決済システムにおける第2の決済処理の仕組みを示す概念図

【図3】決済システムにおける第3の決済処理の仕組みを示す概念図

【図4】決済システムのシステム構成図

【図5】決済システムにおける決済処理の手順を示すフローチャート

【図6】電子コンテンツの配信サービスを示す図

【図7】電子書籍の購入方法の一形態を示す図

【発明を実施するための形態】

【0053】

本発明の実施の形態について図面を参照して説明する。

【0054】

〔決済システムの概要〕

図1は決済システムの第1の実施例を示す概念図である。本システムは、管理者、加盟店A、加盟店B、自動販売機、利用者の間における決済に関する情報処理を行うシステムである。本システムは、管理者に属する管理者端末12、自動販売機に備わる支払い金受領端末14、利用者に属する利用者端末16によって構成されている。管理者は、本システムを管理し、委託を受けた決済処理を代行する主体である。利用者は、本システムを利用して商品を購入する主体である。加盟店A、Bは、利用者に商品の販売等のサービスを提供する主体である。自動販売機は、商品購入の対価を利用者から受け取る主体である。

【0055】

本システムにおける決算処理の流れは以下の通りである。利用者は、加盟店Aもしくは加盟店Bで購入したい商品（サービス）があれば、その商品を特定するための商品識別情報と、加盟店Aもしくは加盟店Bを特定するための加盟店識別情報を取得する（S1）。商品は加盟店Aと加盟店Bの両方で購入することもできる。利用者は、利用者端末16を用いて、利用者を特定する利用者識別情報とともに商品識別情報と加盟店識別情報を管理者に送る（S2）。管理者端末12は、利用者識別情報、商品識別情報、加盟店識別情報に基づいて決済情報を作成し、作成した決済情報を利用者端末16に送る（S3）。支払い金受領端末14は、利用者端末16から決済情報を取得する（S4）。支払い金受領端末14は、利用者端末16から取得した決済情報を管理者端末12に送る（S5）。管理者端末12は、支払い金受領端末14から受けた決済情報の基づいて支払い金額情報を支払い金受領端末14に送る（S6）。利用者は、支払い金受領端末14から提示される支払い金額を確認し、商品の購入代金を支払い金受領端末14に支払う（S7）。支払い金受領端末14は、利用者から支払いを受けたときに支払い完了通知を管理者端末12に送る（S8）。管理者端末12は、支払い金受領端末14から支払い完了通知を受けたときに決済完了通知を利用者端末16に送る（S9）。

【0056】

図2は決済システムの第2の実施例を示す概念図である。本システムは、第1の実施例に示した決済システムにおける前半の工程（S1乃至S3）は含まず、後半の工程（S4乃至S9）に関する情報処理のみを行う。前半の工程（S1乃至S3）は、管理者が利用者から取得した利用者識別情報、商品識別情報、加盟店識別情報に基づいて決済情報を作成し、利用者へ送るまでの工程であり、後半の工程（S4乃至S9）は、前半の工程（S1乃至S3）で作成された決済情報に基づいて決済処理を行う工程である。本システムは、前半の工程（S1乃至S3）を経ることなく作成された決済情報に基づいて、管理者、自動販売機、利用者の3者間における決済に関する情報処理を行う。

【0057】

図3は決済システムの第3の実施例を示す概念図である。本システムは、第2の実施例に

10

20

30

40

50

示した決済システムの処理工程のうち、支払い金受領端末14が利用者端末16から決済情報を取得する工程(S4)において他の実施例とは異なる取得方法を用いる。第2の実施例に示した決済システムの処理工程においては、支払い金受領端末14は利用者端末16に備わる画像表示機能や電波発生機能、音声発生機能等を用いて利用者端末16から決済情報を取得することができる。これに対して、本システムは利用者端末16を用いることなく利用者が支払い金受領端末に備えられたキーボード等の情報入力手段を用いて決済情報を入力する方法を用いる。この場合、管理者端末12から利用者端末16に決済完了通知を送る工程(S9)の代わりに、管理者端末12から支払い金受領端末14に通知するか、利用者が商品購入に際して登録している住所、電子メールアドレス等に通知する方法を用いる。

10

【0058】

〔決済システムの構成〕

図4は決済システムの機能ブロック図である。なお、ここでは第1の実施例に示した決済システムを実現するための構成を示している。

【0059】

管理者端末12は、通信部20、決済情報処理部22、記憶部24を備えている。

【0060】

通信部20は、利用者識別情報と商品識別情報と加盟店識別情報を利用者端末から受信する手段であり、利用者識別情報と商品識別情報と加盟店識別情報とに基づいて作成した決済情報を利用者端末に送信する手段であり、利用者端末に送信した決済情報を支払い金受領端末から受信する手段であり、支払い金受領端末から取得した決済情報の有効性が確認された場合に支払い金情報を支払い金受領端末に送信する手段である。

20

【0061】

決済情報処理部22は、利用者識別情報と商品識別情報と加盟店識別情報とに基づいて決済情報を作成する手段であり、決済情報に履歴情報を紐付けする手段であり、支払い金受領端末から取得した決済情報の有効性を検証する手段である。なお、決済情報は利用者識別情報と商品識別情報のみに基づいて作成することもできる。

【0062】

記憶部24は、利用者識別情報と商品識別情報と加盟店識別情報とに基づいて作成された決済情報を記憶する手段であり、さらには、利用者の利用者識別情報と前記利用者の利用者端末から受信した商品識別情報および加盟店識別情報とを前記利用者の履歴情報として記憶する手段である。

30

【0063】

決済情報処理部22は、利用者端末16から受信した利用者識別情報と商品識別情報と加盟店識別情報とに基づいて決済情報を作成する。また同時に利用者識別情報に紐付けされた履歴情報も作成する。ここで作成された決済情報と履歴情報は記憶部24に保存される。決済情報処理部22で作成された決済情報は通信部20を通じて利用者端末16に送信される。

【0064】

商品識別情報は利用者が購入する商品を特定するために商品の全てに付される識別情報である。商品識別情報は何らかの方法で商品と紐付けられていればよい。例えば、商品や商品のパッケージに商品識別情報を付すパターンや、商品の宣伝媒体(チラシやパンフレット、ポスター等)に付すパターン、商品や宣伝媒体に商品識別情報を記憶したチップ等を付すパターン等がある。商品等に付す商品識別情報としては、バーコードやISBNコード、QRコード(登録商標)等の二次元コードを利用することができ、この場合、利用者端末16に備わるリーダー機能を用いることで商品識別情報を容易に取得することができる。その他、テキスト入力、音声入力、ビーコン等を利用して商品識別情報を取得することができる。また商品の外観を撮影した画像に基づいてデータベース検索することにより商品識別情報を取得することも可能である。

40

【0065】

50

加盟店識別情報は全ての加盟店に付される識別情報である。加盟店識別情報は、加盟店の店舗内に設置されたビーコン等を利用することにより店舗内に持ち込まれた利用者端末16に自動的に取得できる環境を用意したり、利用者端末16の現在位置情報に基づいて加盟店を特定することによって取得したり、店舗内に設置された二次元コード等を読み取ることによって取得することも可能である。

【0066】

利用者識別情報は全ての利用者に対応して付される識別情報である。利用者識別情報には、利用者端末16のIPアドレスやマックアドレスの他に利用者が決済システムを利用する際に登録されるID・PW等を用いることができる。また利用者端末16に履歴として残されるクッキー情報やアプリケーションソフト等に付されるユニークID等によっても取得することができる。

10

【0067】

履歴情報には、利用者が購入を希望する商品と、その商品を取り扱う加盟店の識別情報が記憶される。利用者が複数の加盟店を移動しながら商品識別情報を取得すると、利用者識別情報と紐付けされた複数の商品識別情報と加盟店識別情報が履歴情報に保存される。

【0068】

決済情報処理部22は、支払い金受領端末14から受信した決済情報と記憶部24に記憶されている決済情報との整合性を検証し、決済情報に対応する識別情報を有する利用者を特定する。対応する利用者が存在しない場合など決済処理の遂行に不具合があると判断された場合はエラー処理を行う。

20

【0069】

対応する利用者の特定ができた場合には、記憶部24に保存されている履歴情報に基づいて支払い金額情報を作成する。支払い金額情報は、商品の購入代金の支払いを行う際に必要な情報を支払い金受領端末14の画面に可視的に表示するものである。支払い金額情報には、商品名、金額、購入店舗名、購入日、支払い総額などの表示に加え、支払いが完了したときに操作する完了ボタンが設定される。なお、支払い金受領端末14が自動販売機等の無人装置に搭載される場合には、支払い金額情報は金額だけでもよく、支払い完了ボタンは装備しなくてもよい。

【0070】

支払い金受領端末14は、通信部30、決済情報取得部32、支払い金額情報提示部34、支払い金受領部36を備えている。

30

【0071】

決済情報取得部32は、利用者端末16から決済情報を取得する。決済情報の取得は、利用者端末16の画面に二次元コードとして可視的に表示されるものを支払い金受領端末14のスキャニング機能によって読み取る方法、赤外線通信やBluetooth（登録商標）等の近距離無線通信、サウンドコード等の様々な情報伝達技術を利用して読み取る方法や、キーボード等を用いて利用者が直接入力することにより取得する方法などがある。

【0072】

支払い金額情報提示部34は、管理者端末12から送られてきた支払い金額情報を利用者が視認できるように液晶パネル等の表示装置に可視的に表示する。視覚障害者等の利用に備えて音声による金額情報の提示を併用することもできる。

40

【0073】

支払い金受領部36は、利用者から支払い金を受領する。支払い金を受領する方法としては、現金による受領のほか、ポスパイド、プリペイド等のカード決済を利用することができる。自動販売機で受領する場合は、自動販売機に備わる貨幣投入口や紙幣投入口を利用して現金の支払いを受けることができる。

【0074】

通信部30は、決済情報取得部32が取得した決済情報を管理者端末12に送信する。また管理者端末12から支払い金額情報を取得する。さらには支払い金を受領したときに支払い完了通知を管理者端末12に送信する。支払い完了通知は、支払い金額に相当する金

50

額を現金で受領したとき、またはカード決済が完了したときに自動的に管理者端末12に送信されるか、支払い金受領端末14に併設される完了ボタンを操作したときに管理者端末12に送信される。

【0075】

利用者端末16は、通信部40、記憶部42、商品識別情報取得部44、加盟店識別情報取得部46、決済情報提示部48を備えている。

【0076】

商品識別情報取得部44は、商品に付されている商品識別情報を取得する。例えば、商品に付された二次元コードを利用者端末16のカメラ等を用いてスキャンしてコード情報を取得することができる。商品識別情報は、商品や商品のパッケージ、商品の宣伝媒体となるポスター、パンフレット、書籍等に印刷されている二次元コード、またはモニター等に表示された二次元コードからも取得することができる。またJANコードの数字や商品の型番等をキーボード入力したり音声入力したりする方法も採用することができる。さらには、管理者が運営するウェブサイトや、予め業務上の提携を結んだ他の事業者が運営するウェブサイトに表示されているコンテンツから希望のものを選択することも可能である。

10

【0077】

加盟店識別情報取得部46は、加盟店に付されている加盟店識別情報を取得する。加盟店識別情報は、加盟店の店舗内に設置されたビーコン等を利用することにより店舗内に持ち込まれた利用者端末16に自動的に取得することができる。また、利用者端末16の現在位置情報に基づいて加盟店を特定することによって取得したり、店舗内に表示されている二次元コード等を読み取ることによって取得することも可能である。

20

【0078】

決済情報提示部48は、記憶部42に記憶されている決済情報を支払い金受領端末14が取得できるように提示する。決済情報の提示は、利用者端末16の画面に二次元コード等のコード情報として可視的に表示し、支払い金受領端末14のスキャン機能によって読み取らせる方法、赤外線通信やBluetooth(登録商標)等の近距離無線通信を用いる方法、サウンドコード等の様々な情報伝達技術を利用する方法のほかに、キーボード等を用いて直接入力する方法などがある。

【0079】

30

〔決済処理〕

次に、決済システムを用いた決済処理の一例について、図5のフローチャートに基づいて説明する。

【0080】

アプリケーションソフト取得：利用者は、決済システムの利用に際して、管理者が用意するアプリケーションソフト(以下、アプリという。)を自身が所持する利用者端末(携帯電話機、スマートフォン、その他のインターネット接続可能な電子機器等)にインストールする(S11：アプリインストール)。決済システムは、アプリをインストールした利用者端末の操作により決済処理が進行する。なお、決済システムの利用においては、利用者端末に予めアプリをインストールしておくことが最も推奨される形態であるが、管理者が管理するウェブサイトを通して決済システムを利用することも可能である。

40

【0081】

商品識別情報取得：利用者は、加盟店Aが取り扱う商品の中から希望の商品を購入するときには、利用者端末を用いて当該商品の識別情報を取得する(S12：商品識別情報取得)。商品識別情報は商品毎に付された固有情報であり、利用者が希望する商品を管理者が特定するための情報である。商品識別情報は何らかの方法で商品と紐付けられていればよい。例えば、商品や商品のパッケージに商品識別情報を付すパターンや、商品の宣伝媒体(チラシやパンフレット、ポスター等)に付すパターン、商品や宣伝媒体に商品識別情報を記憶したチップ等を付すパターン等がある。商品等に付す商品識別情報としては、バーコードやISBNコード、QRコード(登録商標)等の二次元コードを利用することがで

50

き、この場合、利用者端末に備わるリーダー機能を用いることで商品識別情報を容易に取得することができる。その他、テキスト入力、音声入力、ビーコン等を利用して商品識別情報を取得することができる。また商品の外観を撮影した画像に基づいてデータベース検索することにより商品識別情報を取得することも可能である。

【0082】

加盟店識別情報取得：加盟店識別情報は、加盟店の全てに割り当てられる固有の情報であり、利用者が希望する商品を取り扱う加盟店を管理者が特定するための情報である。加盟店の店舗内ではビーコン等を利用することにより利用者端末で加盟店識別情報がいつでも受信できる環境になっており、利用者端末に商品識別情報を取得したときに同時に加盟店Aの加盟店識別情報を取得する（S13：加盟店A識別情報取得）。加盟店識別情報はビーコンにより取得する方法の他にも、利用者端末の現在位置情報に基づいて加盟店を特定することによって取得することも可能である。

10

【0083】

管理者端末への送信：利用者端末に取得された商品識別情報と加盟店識別情報は、利用者識別情報とともに管理者端末に送信する（S14：商品識別情報等送信）。利用者識別情報は、商品識別情報と加盟店識別情報を送信した利用者を管理者が特定するための情報である。利用者識別情報は、アプリ使用時に入力するIDとPWや利用者端末に固有のメールアドレス、利用者端末に保存されるクッキー情報、アプリ等に付されるユニークID等によって取得することができる。

20

【0084】

決済情報の作成：管理者端末は、利用者端末から利用者識別情報と商品識別情報と加盟店識別情報を受信し（S15：商品識別情報等受信）、これらの情報に基づいて決済情報を作成し、記憶する（S16：決済情報作成・記憶）。決済情報は同時に利用者端末に送信され（S18：決済情報送信）、利用者端末にも記憶される（S19：決済情報受信・記憶）。決済情報は、利用者が商品の代金を支払うときに用いる情報であり、管理者端末において履歴情報と紐付けられている。

【0085】

履歴情報の作成：管理者端末は、決済情報に続いて履歴情報を作成し、記憶する（S17：履歴情報作成・記憶）。履歴情報は、利用者がいつどこでどの商品を選択したのかについて、利用者識別情報と紐づけされた履歴として記録するものである。利用者が加盟店Aに続いて別の加盟店Bで買い物をする場合、加盟店Aで商品識別情報を取得した場合と同様に加盟店Bで商品識別情報を取得し、管理者端末に送信する（S20：商品識別情報等送信）。管理者端末は、利用者端末が新たに取得した商品識別情報を受信し（S21：商品識別情報等受信）、加盟店B識別情報とともに履歴情報として記憶する（S22：履歴情報記憶）。

30

【0086】

決済：利用者は決済情報を取得した後であればいつでも商品購入代金の決済を行うことができる。決済は商品識別情報を取得した加盟店で行ってもよいし、他の加盟店で行うことも可能である。ここでは支払い金受領端末決済を備える自動販売機を利用して決済を行う。利用者は利用者端末に記憶されている決済情報を利用者端末の画面に表示する（S23：決済情報提示）。決済情報は一次元コードもしくは二次元コードとして画像表示される。画像表示された決済情報は自動販売機に備えられた支払い金受領端末のスキャン機能によって読み取ることができる。支払い金受領端末は利用者端末に表示された画像を読み取ることにより決済情報を取得する（S24：決済情報取得）。支払い金受領端末は、利用者端末から取得した決済情報とともに支払い金受領端末識別情報を管理者端末に送信する（S25：決済情報送信）。支払い金受領端末識別情報は、支払い金受領端末の全てに割り当てられる固有の情報であり、利用者から支払いを受ける端末を管理者が特定するための情報である。識別情報としては、各支払い金受領端末に個別に与えられるIDとPWや、端末に固有のメールアドレス、アプリ等に付されるユニークID等を利用することができる。管理者端末は、支払い金受領端末から決済情報を受信し（S26：決済情報受信）

40

50

、受信した決済情報と記憶されている決済情報とを照合し、決済情報の有効性を検証する（S 27：決済情報検証）。検証の結果、支払い金受領端末から受信した決済情報の有効性が確認された場合は支払い金受領端末に支払い金額情報を送信する（S 29：支払い金額情報送信）。有効性が確認できない場合は支払い金受領端末にエラー通知を行う（S 28：エラー通知）。支払い金受領端末は管理者端末から支払い金額情報を受信する（S 30：支払い金額情報受信）。支払い金額情報に備わる画面には、商品名、金額、購入店舗名、購入日等のデータに加え、支払いが完了したときに操作する支払い完了ボタンが表示される。利用者は、現金、クレジットカード、プリペイドカード等を用いて支払いを行い、支払いが完了したときに支払い完了ボタンを操作する。この操作に基づいて支払い金受領端末は管理者端末に支払い完了通知を送信する（S 31：支払い完了通知送信）。管理者端末が支払い金受領端末から支払い完了通知を受信すると（S 32：支払い完了通知受信）、利用者と管理者との間で商品購入代金の決済が完了し、管理者端末から利用者端末に決済完了通知を送信する（S 33：決済完了通知送信）。利用者端末は管理者端末から決済完了通知を受信し（S 34：決済完了通知受信）、利用者は画面に表示されるダイアログにより決済の完了を確認する。

10

20

30

40

50

【0087】

〔電子コンテンツの配信〕

決済システム10は利用者端末に電子コンテンツ（電子書籍、電子ゲーム、ミュージックデータ等）を配信するサービスを付加することができる。図6は、利用者端末としてスマートフォンを用いて電子書籍を購入するときの手順を示している。電子書籍は、店頭で書籍に付されたISBNコード等を読み取ることにより購入する方法と、ウェブサイトを通じて購入する方法の2通りがある。店頭で購入する場合は、利用者端末のブラウザに表示されている撮像エリアにISBNコード等を収めるだけで自動的に撮像され、対応する電子書籍の商品識別情報を取得することができる（S 40）。商品識別情報は自動的に利用者識別情報と合わせて管理者端末に送られる。管理者端末で作成された決済情報は、読み取り可能な決済コードとして利用者端末のブラウザに自動的に表示される（S 41）。商品識別情報の送信から決済情報の受信までは極めて短い時間で自動的に行われる。従って、利用者端末のブラウザ上でISBNコード等の読み取りを行うと、同じブラウザ上に決済コードが瞬時に表示される。

【0088】

電子書籍をウェブサイトを通じて購入する場合は、利用者端末のブラウザに表示された電子書籍から希望する電子書籍が表示されている箇所をタップすると、対応する電子書籍の商品識別情報を取得することができる（S 42）。店頭で購入する場合との違いは、この商品識別情報の取得方法の違いであり、その後の流れについては店頭で購入する場合と同じである。

【0089】

電子書籍の購入代金の支払いは、支払い金受領端末を備える店舗や自動販売機等にて行う。支払いには決済コードを用いる。支払いの際には、支払い金受領端末のスキャン機能を用いて、利用者端末のブラウザに表示させた決済コードを支払い金受領端末に読み取らせる（S 43）。支払い金受領端末が有人の店舗に設置されている場合は、店舗スタッフが支払い金受領端末を操作して決済コードを読み取ることもできる。支払い金受領端末は決済コードを読み取ることによって決済情報を取得し、取得した決済情報は管理者端末に送信する。

【0090】

管理者端末に送られた決済情報は管理者端末において有効性の検証作業が行われる。有効性が確認された場合には、管理者端末から支払い金受領端末に支払い金情報を送信する。支払い金受領端末は、受信した支払い金情報に基づいて、利用者に請求する金額等を画面に表示する（S 44）。画面には請求金額のほかに電子書籍の表紙、題名等が表示され、画面の下部には支払い完了ボタンが表示される。支払い金受領端末が利用者端末から決済情報を取得してから支払い金情報を画面に表示するまでは極めて短い時間で自動的に行わ

れる。

【 0 0 9 1 】

利用者は現金やクレジットカード、プリペイドカード等により支払いを行う（ S 4 5 ）。支払いが完了したら、有人店舗の場合は店舗スタッフが支払い完了ボタンを操作し、支払い完了通知を管理者端末に送る。自動販売機や無人店舗の場合には、支払い金に相当する金額の支払いを受けた時点で支払い金受領端末から管理者端末に支払い完了通知が自動的に送信される。

【 0 0 9 2 】

管理者端末は、支払い完了通知を受信したら、決済完了通知とともに電子書籍のダウンロード情報を利用者端末に送信する（ S 4 6 ）。決済完了通知とダウンロード情報は利用者端末のブラウザにダイアログとして自動的に表示される。ダイアログにはダウンロード開始を確認するログが表示され、利用者の選択に応じて任意のタイミングでダウンロードを実行する（ S 4 7 ）。ダウンロード情報は利用者端末に記憶させておくこともでき、利用者はいつでも好きなときに電子書籍をダウンロードすることができる。ダウンロードした電子書籍は利用者端末の電子コンテンツ保存用のフォルダに記憶する。

10

【 0 0 9 3 】

〔店頭での電子書籍の購入〕

最後に、店頭にて電子書籍を購入するときの手順について、図 7 を参照して説明する。

【 0 0 9 4 】

利用者は店頭で購入したい電子書籍があれば、電子書籍の背表紙に印刷されている I S B N コード（日本図書コード、書籍 J A N コード）をスマートフォンのアプリと連動するカメラで撮像する（ S 5 0 ）。この操作は利用者端末で商品識別情報を取得する工程に該当する。

20

【 0 0 9 5 】

I S B N コード（日本図書コード、書籍 J A N コード）を撮像すると、スマートフォンのブラウザには電子書籍の表紙とともに「買物続ける」ボタンと決済コードが自動的に表示される（ S 5 1 ）。決済コードは、スマートフォンから送られてきた I S B N コード情報と利用者識別情報に基づいて管理者端末において作成された決済情報であり、スマートフォンの画面を通してスキャン可能な二次元コードの形態で表示される。

【 0 0 9 6 】

さらに他の電子書籍を続けて購入する場合は、「買物続ける」ボタンを操作すると撮像画面に切り替わるので、そのまま他の電子書籍の I S B N コードを撮像する（ S 5 2 ）。

30

【 0 0 9 7 】

スマートフォンのブラウザに電子書籍の表紙とともに「買物続ける」ボタンと決済コードが自動的に表示される点は一回目の購入と同様である（ S 5 3 ）。ここで表示される決済コードは一回目の購入時に表示された決済コードと同じものである。一回目の決済コードに後から購入される電子書籍の情報が紐付けされていく仕組みとなっており、紐付けされた電子書籍の商品識別情報は履歴情報として管理者端末に保存される。すなわち、一回目の購入により決済情報と紐付けされたカート（買い物かご）が仮想的に用意され、その後購入された商品は順次このカートの中に収められていくというイメージである。

40

【 0 0 9 8 】

さらに電子書籍の購入を続ける場合は、再度「買物続ける」ボタンを操作すると撮像画面に切り替わり、次の電子書籍の I S B N コードを撮像する準備が整う。このように電子書籍を複数購入する場合、 I S B N コードの撮像と「買物続ける」ボタンの操作のみで完了する。

【 0 0 9 9 】

電子書籍の購入代金の支払いは、スマートフォンのブラウザに表示されている決済コードを書店（システム加盟店）の支払い金受領端末に読み取らせるだけである。支払い金の総額は、決済コードを読み取らせた時点においてカートに含まれる電子書籍の価格の合計となる。

50

【 0 1 0 0 】

以上のように、決済システム 10 を利用して電子書籍を購入する場合、一つのブラウザ上で ISBN コードの撮像 (商品の選択) から決済コードの読み取り (商品代金の支払い) までが完結し、さらには追加書籍の購入もできるため、無駄のない最小限の操作で決済を行うことができる。

【 0 1 0 1 】

商品識別情報のほかに加盟店識別情報も合わせて取得することで他の加盟店や自動販売機に備えられた支払い金受領端末で購入代金の支払いを行うことも可能である。

【 符号の説明 】

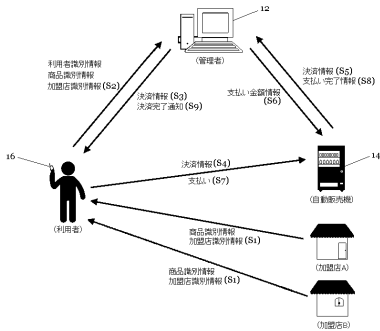
【 0 1 0 2 】

- 10 決済システム
- 12 管理者端末
- 14 支払い金受領端末
- 16 利用者端末
- 22 決済情報処理部
- 32 決済情報取得部
- 34 支払い金額情報提示部
- 36 支払い金受領部
- 44 商品識別情報取得部
- 46 加盟店識別情報取得部
- 48 決済情報提示部

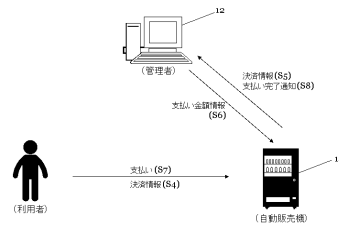
10

20

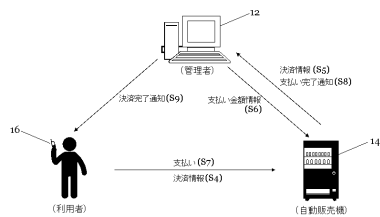
【 図 1 】



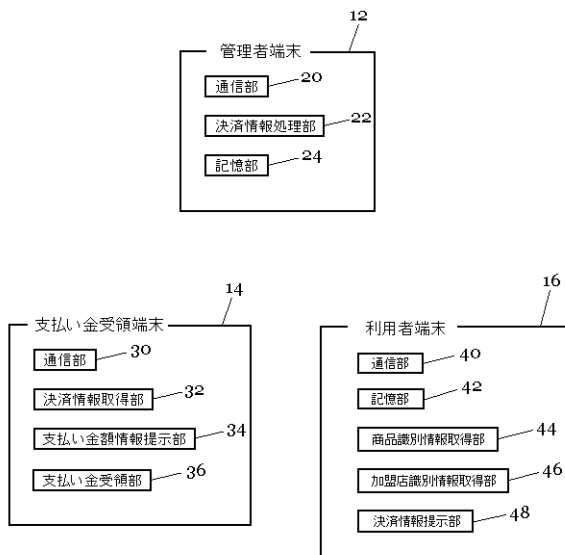
【 図 3 】



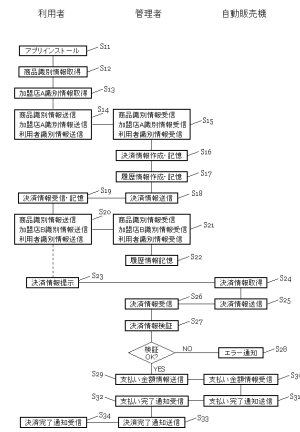
【 図 2 】



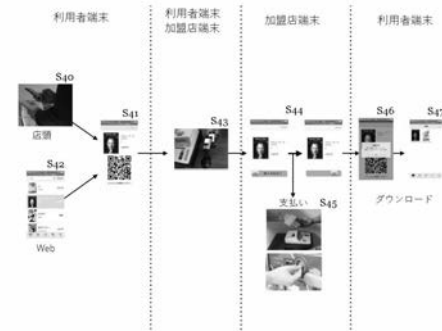
【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】



【 図 7 】

